

公益財団法人東京 2025 世界陸上財団 役員等旅費規程

令和6年4月1日
評議員会決定

第 1 章 総 則

(目的)

- 第1条 本規程は、公益財団法人東京 2025 世界陸上財団（以下「当法人」という。）の業務のため出張旅行し、又は当法人主催のイベント・会議等に出席する当法人役員等に支給する旅費に関し必要な事項を定めることを目的とする。
- 2 前項に規定する役員等の区分は、次のとおりとする。
- 一 会長
 - 二 前号以外の理事、監事及び評議員
 - 三 前2号に準ずる当法人外の者
- 3 役員等に対して支給する旅費に関しては、第13条により別に定めるもののほか、本規程の定めるところによる。

(出張命令等)

- 第2条 出張のための旅行は、次の区分に応じて、会長による出張命令又は出張依頼によって行うものとする。
- 一 前条第2項第一号及び第二号に定める者のうち常勤の者が旅行する場合 出張命令
 - 二 前号以外の役員等が旅行する場合 出張依頼
- 2 前項に規定する出張命令等は、事前に書面又は口頭で行うものとする。

(旅費の支給)

- 第3条 役員等が前条に基づき旅行した場合には、当該者に対し当該旅行に係る旅費を支給する。ただし、業務の都合により、交通機関、宿泊施設又は旅行代理店等に対し、当法人より直接実費を支払うことができる。

(旅費の種類)

- 第4条 旅費の種類は、鉄道賃等交通機関の料金、宿泊料及び日当とする。
- 2 鉄道賃等交通機関の料金については、それぞれの路程に応じて旅客運賃等により支給する。
- 3 宿泊料については、原則として、旅行中の夜数（ただし、航空旅行における機中泊は

除く。)に応じて別表1及び2に定める宿泊料基準額を上限に宿泊の手配をするものとし、当該宿泊施設又は旅行代理店等に対し、当法人より直接実費を支払う。

4 日当は、外国旅行中の日数に応じ、1日当たり別表2の定額により支給する。

(旅費の計算)

第5条 旅費は、原則として、経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算する。ただし、業務上の必要又は天災その他のやむを得ない事情により、経済的な通常の経路又は方法によって旅行し難い場合には、その現に旅行した経路及び方法によって計算する。

(旅行日数)

第6条 旅費計算上の旅行日数は、旅行のため現に要した日数による。ただし、利用する交通機関の路程により当日の出発又は当日の到着が困難な場合には、その1日をこれに含むことができる。

2 旅行中における年度の経過又は職務の変更等があった場合における旅費の計算は、それぞれ旅費を支給した日の属する区分によって計算する。

(旅費の区分及び種類)

第7条 旅費は、国内旅行の旅費及び外国旅行の旅費に区分する。

2 外国旅行は、国内と外国との間における旅行及び外国における旅行をいう。

第 2 章 旅 費

(国内旅行)

第8条 国内旅行の旅費は、旅行に要する旅費とし、交通費実費及び別表1に定める宿泊料を支給する。

(鉄道賃)

第9条 鉄道賃の額は、次に規定する旅客運賃、急行料金、特別車両料金及び座席指定料金のそれぞれの範囲内の実費額による。

一 乗車に要する運賃

二 急行料金を徴する線路による旅行の場合には、前号のほか、急行料金

三 特別車両料金を徴する客車を運行する線路による旅行をする場合には、前2号のほか、特別車両料金

四 座席指定料金を徴する客車を運行する線路による旅行をする場合には、前各号のほか、座席指定料金

- 2 前項第二号に規定する急行料金は、次の各号のいずれかに該当する場合に限り、支給する。
- 一 特別急行列車（新幹線を含む。）を運行する線路による旅行で片道 100 キロメートル以上のもの
 - 二 普通急行列車を運行する線路による旅行で片道 50 キロメートル以上のもの
- 3 第 1 項第四号に規定する座席指定料金は、普通急行列車を運行する線路による旅行で片道 100 キロメートル以上のものに該当する場合に限り、支給する。

（その他の交通機関）

第 10 条 その他の交通機関の料金は、次の各号に定める運賃による。

- 一 運賃の等級を 2 階級以上に区分する交通機関による旅行の場合においては、次に規定する運賃
 - イ 第 1 条第 2 項第一号に定める者については、最上級の運賃の範囲内の実費額
 - ロ 第 1 条第 2 項第二号、第三号に定める者については、最上級の直近下位の級の運賃の範囲内の実費額
- 二 運賃を等級別に設けていない交通機関による旅行の場合においては、第 5 条の計算に基づく現に利用に要する料金

（車賃）

第 11 条 車賃の額は、実費額による。

第 3 章 旅 費 の 調 整

（旅費の調整）

第 12 条 会長は、旅行目的の性質、出張先の実情、その他特別の事情により、本規程による旅費の支給を妥当でないと認めるときは、これを減額又は増額することができる。

（補則）

第 13 条 本規程の実施に際し必要な事項は、会長が別に定めるものとする。

（改廃）

第 14 条 本規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附 則

本規程は、令和 5 年 7 月 12 日から施行し、令和 5 年 6 月 30 日から適用する。

附 則

本規程は、令和6年4月1日から施行する。

別表1 国内旅行の宿泊料

区分	宿泊料（1夜につき）
会長	19,100 円
理事、監事及び評議員並びにこれらに準ずる 当法人外の者	16,500 円

別表2 外国旅行の日当及び宿泊料

区分	日当	宿泊料
会長	13,100 円	40,200 円
理事、監事及び評議員並びにこれらに準ずる 当法人外の者	9,400 円	29,000 円

※機中泊を除く。